

審査基準

基準の名称	宅地建物取引主任者登録基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
宅地建物取引業法	18-1	宅地建物取引士の登録
基準の内容		
<p>別添の「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成12年7月25日建設省建設経済局不動産業課）」と同じ。</p> <p>第18条関係 宅地建物取引士の登録に係る実務の経験について 実務経験として算入できる業務の内容は、免許を受けた宅地建物取引業者としての経験又は宅地建物取引業者の下で勤務していた経験をいい、顧客への説明、物件の調査等具体の取引に関するものと解される。受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門等の顧客と直接の接触がない部門に所属した期間及び単に補助的な事務に従事した期間については算入しないことが適当と解される。</p>		